

審査委員選定規程

第1条（目的）

当規程は、当法人が主催する『真の近現代史観』懸賞論文制度（以下「当事業」という）における審査委員の選定基準及び選定手続を定めたものである。

第2条（選定基準）

1. 学校教育の枠組みにとらわれず、様々な視点から近現代史を掘り起こし、もって日本人としてバランスの取れた正しい歴史認識を広める、という当事業の目的に鑑み、次の各号の要件を満たす人物を審査委員として選定する。
 - ① 国会議員、地方議員等の政治家や大学教授、評論家、ジャーナリスト等、一定の社会的地位を有し、教育問題や歴史認識問題に取り組んでいること
 - ② 著書やメディアでの発言等から、我が国の近現代史について否定的な側面を強調するのではなく、プラスの側面を積極的に評価していると認められること
2. 審査委員の選定にあたり、審査委員の肩書きや所属等の属性に偏りが生じないよう配慮しなければならない。なお、審査委員のうち1名は近現代史研究を専門とする大学教授若しくは大学教授経験者、1名は歴史文学又は歴史教育等を専門とし歴史研究に精通している大学教授若しくは大学教授経験者とし、学問的観点から議論を行うことができる人物としなければならない。
3. 当法人の理事及び監事は、審査委員になることはできない。
4. 当法人の理事又は監事の親族又は特別な利害関係を有する者は、審査委員になることはできない。

第3条（選定手続）

1. 前条の各項の基準に従い、事務局において審査委員候補者を選定する。
2. 事務局は、新たに選定する審査委員候補者を選定する場合には、当該候補者が前条の基準を満たしていることを確認するため、当該候補者の経歴、出版物、公表されている発言内容等、広く情報を集めなければならない。
3. 理事会は、事務局が選定した審査委員候補者の適否を検討し、決定する。
4. 理事会によって審査委員が決定した後、審査委員本人の承諾をもって就任とする。

第4条（定員及び任期）

1. 審査委員は6名以内とし、うち1名を審査委員長とする。
2. 審査委員の任期は、概ね毎年4月上旬から12月下旬までとし、具体的な任期は別途定

める。

3. 審査委員は再任することができる。

第5条（欠員）

任期の途中で審査委員に欠員が生じた場合には、事務局はすみやかに新たな審査委員候補者を選定し、理事会に提案する。但し、懸賞論文の選考が進み、新たな審査委員の選定が困難である場合には、欠員のまま当事業を遂行する。

以 上